

## 入札公告

奈良県立橿原考古学研究所で使用する三次元形状計測装置借り入れについて、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和3年10月8日

奈良県立橿原考古学研究所 副所長

### 第1 競争入札に付する調達の内容

- 1 入札物件  
三次元形状計測装置借り入れ
- 2 入札物件の数量及び特質  
三次元形状計測装置  
A T O S Compact Scan 12M Professional Line 一式
- 3 リース期間  
令和4年2月1日から令和8年3月31日まで（50ヶ月）
- 4 納品場所  
奈良県橿原市畝傍町1番地 奈良県立橿原考古学研究所

### 第2 入札方法

- 1 入札は、郵便入札とします。
- 2 その他詳細は、入札説明書によります。

### 第3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から3までのいずれにも該当する者が、この入札に参加することができます。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 物品入札等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「〇1賃貸業務」に登録をしている者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地  
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）  
電話番号 0742-27-8908（ダイヤルイン）

- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

#### 第4 入札日程

- 1 入札説明会の日時及び場所 実施しません
- 2 入札書の提出  
令和3年10月28日（木曜日）17時必着（書留郵便（簡易書留可）によること）
- 3 開札  
令和3年10月29日（金曜日）9時30分から
- 4 その他詳細は、入札説明書によります。

#### 第5 問い合わせ先

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町1番地  
奈良県立橿原考古学研究所総務課  
電話番号0744-24-1101（代表）  
FAX0744-24-6747

#### 第6 その他

- 1 契約手の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とします。
- 3 契約書作成の要否  
要します。
- 4 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- 6 入札の無効  
次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。  
(1) 奈良県契約規則第7条に該当する入札  
(2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札  
(3) 内訳を求めている場合に、入札書金額等と内訳に不整合がある入札（内訳書に積算誤りがある入札等）
- 7 契約の不締結  
落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。  
(1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をい

います。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)であるとき。

(2) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

(3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

(4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

(5) (3)及び(4)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(6) この契約に係る資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「資材等購入契約」といいます。)に当たって、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7) この契約に係る資材等購入契約に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除きます。)において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

## 8 契約の解除

契約締結後、契約者について7の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、7の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

## 9 その他

(1) 契約条項等に関することは、第5にお問い合わせください。

(2) その他詳細は、入札説明書及び仕様書によります。